

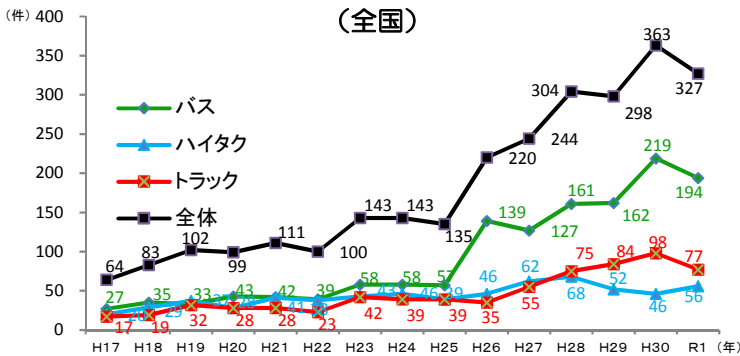
# プロドライバーの 健康管理と事故防止

## 運送事業者の方へ

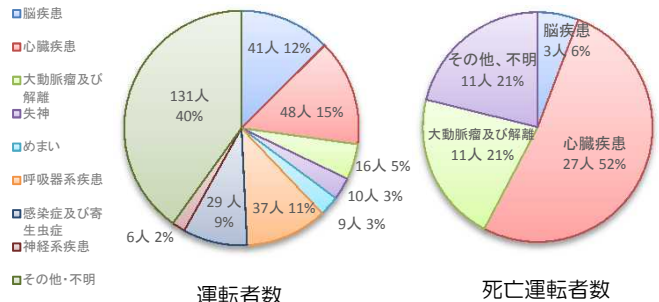
運送事業は多くの利用者の生命や財産を安全に運ぶ重要な役割を担っています。  
国土交通省では、健康管理マニュアルを策定し、運送事業者の皆様へ広く周知しています。  
運送事業者は、安全を最優先課題とし、ドライバーやその家族の健やかな生活と雇用の安定を守るためにも、疾病の発症や健康状態の悪化に繋がらないように**健康管理と健康増進に取り組み、安全運行に努めましょう。**

## ドライバーの体調急変による事故が懸念されています！

運転者の健康状態に起因する事案の報告件数の推移 (全国)



疾病別内訳 (全国 令和元年)



出典：国土交通省「自動車運送事業用自動車事故統計年報」

## 第1ステップ 健康管理マニュアルを活用しましょう！

### 健康管理マニュアルの主な内容 (平成26年4月18日改訂)

#### 1. 運転者の健康状態の把握

- I. 定期健康診断による疾病の把握 (義務)
- II. 一定の病気等に係る外見上の前兆や自覚症状等による疾病の把握 (義務)
- III. 脳・心臓・消化器系疾患や睡眠障害等の主要疾病に関するスクリーニング検査 (推奨)



※ I～IIIにおいて異常所見等がある場合には、

医師の診断や面接指導、必要に応じて所見に応じた検査を受診させ、医師の意見を聴取 (義務)

#### 2. 就業上の措置の決定

- IV. 医師の意見を踏まえ就業上の措置の決定 (義務)
- V. 医師等による改善指導 (義務)

- 【主要疾病に関するスクリーニング検査】
- 人間ドック
  - 脳ドック (MRIとMRAを用いた簡易検査もある)
  - 睡眠時無呼吸症候群 (SAS) スクリーニング検査
  - 心疾患に係る検査 (ホルター心電図検査等)

### 健康管理マニュアルのダウンロード

ワード検索

事故防止マニュアルを活用しよう

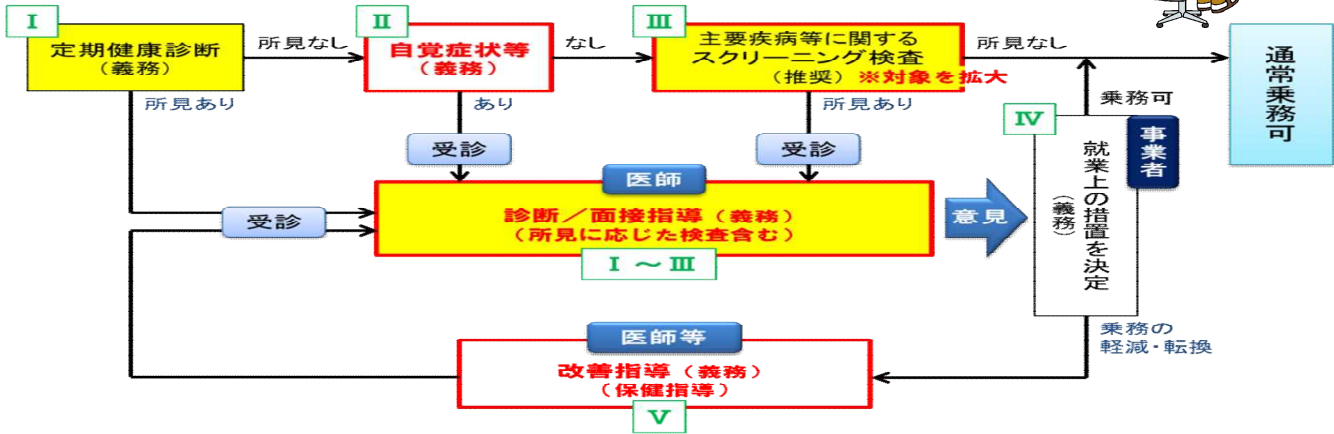
検索

国土交通省HP : <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/O3manu/>

Mission 1st  
～事故防止に向け、一つずつ確実に取り組む～

## 就業上における判断と対処の流れ

ドライバーの健康管理を行い、就業上における措置を行きましょう！



### 第2ステップ 特定健診、特定保健指導を活用しましょう！

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した「特定健診」を受診し、健診結果から生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して保健師等が行う「特定保健指導」を活用し、生活習慣病予防に努めましょう。

### 第3ステップ コラボヘルス(健康保険組合との協働)に取り組みましょう！

運転者の高齢化等、生活習慣病になるリスクがより高まり、企業にとって従業員の健康づくりは重要な経営課題となっています。健康保険組合と連携した取組がリスク回避にとどまらず、企業の業績、企業の価値の向上につながります。



#### 運送事業者の方へ

健康管理についての診断、相談、保健指導等や、生活習慣病予防の特定健康診査・特定保健指導の利用について分からない点がある場合は、[下記相談先にお問い合わせ](#)ください。



#### 相談先

##### ★全国健康保険協会(協会けんぽ)各支部

〈活動概要〉

事業所様へ特定保健指導を案内し、保健師等が保健指導を行う。

〈連絡先〉

愛知支部 052-856-1479  
 静岡支部 054-275-6602  
 岐阜支部 058-255-5155  
 三重支部 059-225-3317  
 福井支部 0776-27-8301

〈ホームページ〉

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

##### ★愛知県トラック事業健康保険組合

〈活動概要〉

各種検診及び人間ドッグの補助、特定保健指導等を実施する。

〈連絡先〉

052-882-9686

〈ホームページ〉

<http://www.aichiken-truck-kenpo.or.jp/>